

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県立富士山世界遺産センター
契約締結年月日	令和 7 年 3 月 4 日
契約者名	(株)ノムラメディアス
契約名	富士山世界遺産センター南館センゲンモニター等修繕業務委託
契約金額 (税込み)	5, 3 4 1, 6 0 0 円
随意契約理由	本業務は、当センター南館の展示機器（映像展示（「富士山センゲン」）、タッチパネルモニター）が故障したため、修繕を行うものである。 本業務の実施には、「富士山センゲン」独自のプログラム演出等について、設計・施工・保守の全てに対応してきた株式会社ノムラメディアスの技術が必要であり、競争入札には適さないので、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とする。 株式会社ノムラメディアスのみが行える業務であることから、山梨県財務規則第 137 条第 3 項の特別な理由に該当するため、見積合わせを省略する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 山梨県財務規則第 137 条第 3 項